

仙台市介護保険条例(抜粋)

平成12年3月17日

仙台市条例第4号

第4章 介護保険審議会

第12条 介護保険事業の運営に関し必要な事項について調査審議するため、仙台市介護保険審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 仙台市介護保険事業計画の策定、変更及び進行状況に関する事項

(2) 前号に定めるもののほか、介護保険事業の円滑な運営のために必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 被保険者

(2) 学識経験者

(3) 保健医療又は福祉の関係者

(4) 介護保険事業に関連する事業者

(5) その他市長が適当と認める者

6 前項の委員のうち、被保険者のうちから委嘱する委員については、公募するものとする。

7 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 特別の事項について調査審議するため、市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

10 第4項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。